

総括研究報告書

地方公共団体の児童虐待死事例の検証結果における 再発防止策等の検討のための研究 (23DA1501)

研究代表者	増沢 高	子どもの虹情報研修センター センター長
研究分担者	鈴木 浩之	立正大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
	伊藤 嘉余子	大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授
	井出 智博	北海道大学 大学院教育学研究院 准教授
	白井 祐浩	九州産業大学 人間科学部 准教授
	満下 健太	静岡大学 学術院グローバル共創科学領域 助教

研究要旨

本年度の研究は以下の4つのテーマに分かれて行った。

1) 児童虐待対応に携わる職員の勤務状況と業務上の課題認識の構造

—児童相談所と市区町村の比較—

本調査は、児童虐待対応に携わる職員の勤務状況、および課題認識の構造を明らかにすることを目的として、全国の児童相談所と市区の職員を対象に調査を実施したものである。先行するエキスパートインタビュー研究で指摘された現場の課題を踏まえ、勤務状況、職場環境等業務上の共通課題、および市区町村に特有の課題に関する質問項目を作成し、1,780名から回答を得た。探索的因子分析の結果、勤務状況については「業務負担感」「やりがいのなさ」「職場での孤立」の3因子が抽出され、これらは児童相談所と市区で共通していた。一方、課題認識については両者で異なる構造が確認された。共通課題に関しては、「ケース理解の不十分さ」「防衛的・表層的・形骸化対応」「面接力・説明力等に関する養成の不十分さ」などの因子が抽出されたが、児童相談所では実務負担や対応の定型化と結びついた課題として認識される傾向があるのに対し、市区町村では人材育成体制や組織内コミュニケーションの問題として認識される傾向が示された。さらに市区町村に特有の課題として、「市区町村の役割の不明確さ」「母子保健と児童福祉の協働の困難さ」「機関協働の困難さ」が抽出された。記述統計の結果からは、両者に共通して業務負担の高さと専門的実践能力の養成機会の不足が強く認識されていることが明らかとなった。また、児童相談所では業務負担感が市区より有意に高かった。加えて、児童相談所ではケース対応の実践過程に関わる課題が強く意識される一方、市区町村では制度上の役割分担や機関連携に関わる課題がより強く認識されていた。

以上より、児童虐待対応の現場における課題は、所属機関によりその構造や背景が異なることが示唆され、各機関の特性を踏まえた人材育成および組織・制度設計の検討の必要性が明らかになった。

2) 児童相談所における「勤務状況に関する課題」と「業務上の課題」についての考察及び各因子間の相関の考察

本研究は「児童虐待対応に携わる職員の勤務状況と課題認識の構造 ―児童相談所と市区町村の比較―」における記述統計の結果及び、児童相談所・市区における「勤務状況」に示された因子分析によって示された因子について、さらに、「児童相談所の課題」として示された子ども虐待対応を行う中での児童相談所における組織上の課題や運営について、職種、経験年数、管理職・非管理職、所在地を変数として1要因分散分析等の結果を示し、分析を進めた。さらに、「勤務状況」に係る3因子、「児童相談所の課題」に係る4因子合計7因子の相関分析をすることで、とりわけ、児童相談所が子ども虐待対応において「防衛的・表層的・形骸化対応」に至ってしまう構造的な4つの課題を明らかにした。つまり、

1. 業務負担感の常態化が「防衛的・表層的・形骸化対応」につながっていく
 2. 職場での「孤立」が児童相談所業務のやりがいをなくしていく
 3. 「意見の言えなさ」は組織の課題から生まれる
 4. 「面接力、説明力に関する養成の不十分さ因子」が「意見の言えなさ」を強化する
- である。

これらの因子は、児童相談所の現場において、相互に影響を与えながら、悪循環となって子ども虐待対応において「防衛的・表層的・形骸化対応」として硬直化し、それが継続されて悪循環のサイクルを形成していることが示唆された。

3) 市区町村における「勤務状況に関する課題」と「業務上の課題」についての考察及び各因子間の相関の考察

本研究は、児童虐待対応に携わる市区町村職員の勤務状況および課題認識の構造を明らかにし、子ども虐待対応における実務上の困難がどのような構造によって生じているのかを検討することを目的とした。とりわけ、死亡事例検証等において繰り返し提言がなされているにもかかわらず虐待死が減少しないという問題意識を背景に、市区町村における一次対応機関としての実務の実態に着目した。

分析には、「勤務状況」に関する3因子（業務負担感、やりがいのなさ、職場での孤立）および「市区町村における課題」に関する4因子（防衛的・表層的・形骸化対応、ケース理解の不十分さ、意見の言えなさ、面接力・説明力に関する養成の不十分さ）を用い、職種、経験年数、職位、所在地との関係について分散分析等を行うとともに、因子間の相関分析を実施した。

その結果、市区町村における子ども虐待対応は、個別の要因ではなく、複数の因子が相互に関連しながら影響を及ぼす構造的な問題として把握されることが示された。特に、業務負担感や職場での孤立といった勤務状況に関する要因が、やりがいの低下を通じて、防衛的・表層的・形骸化した対応を強化する可能性が示唆された。また、面接力・説明力に関する養成の不十分さや市区町村の役割の不明確さは、防衛的対応と強く関連しており、専門性の不足および制度的曖昧さが実務の質に影響を及ぼしていることが明らかとなった。

さらに、職種や地域による差異は限定的であり、これらの課題が特定の条件に依存するものではなく、市区町村に共通する構造的課題として広く存在している可能性が示唆された。

以上より、市区町村における子ども虐待対応の課題は、支援者の業務負担、組織内外の関係性、専門性の確保、制度的役割の明確化といった複数の要因が相互に作用することによって生じる循環的構造として理解される必要がある。今後は、個別の技術的改善にとどまらず、組織および制度レベルでの包括的な対応が求められる。

4) 子ども虐待による死亡事例等の検証の在り方と検証報告書の活用に関する研究

第2段階の研究で、エキスパートが指摘した問題や障壁の一つに検証の在り方そのものに問題があった。本研究は、ここに焦点を当て、指摘内容から質問項目を作成し、児相と市区町村で児童虐待に携わっている現場の実務者を対象にその必要性について回答を求めた。これによりエキスパートの指摘が実践現場においてどれだけ妥当性のあるものかを検証し、併せて回答者の所属（児相と市区）、職種、経験年数、管理職か否等によって、検証の在り方や検証報告書の活用に関する認識の違いを分析した。

質問は、国や地方公共団体の検証報告書を読んだことがあるか、どの程度活用されているかの回答を求めたうえで、読んだことのある回答者に対して、検証の在り方や検証報告書の活用に関する8つの質問項目に対して、どれだけ同意できるかの回答を求めた。

読んだ経験のある回答者は8割以上で、市区より児相が高く、経験年数が上がるほど高くなる傾向が見られた。

I. 問題と目的

児童虐待による死亡事例等重大事例の検証が国及び地方自治体の責務になった経緯は次の通りである。

2004年4月に改正され、同年10月に施行された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律において、新たに第4条第5項が設けられ、国及び地方公共団体の責務として、「児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う」ことが明記された。こうした状況を踏まえ、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下、検証委員会）が設置された。検証委員会では、様々な専門分野で構成される有識者が、継続的・定期的に全国の児童虐

待による死亡事例等を分析・検証し、全国の児童福祉関係者が認識すべき共通の課題とその対応を取りまとめるとともに、制度やその運用についての改善を促すことをねらいとしたもので、2005年4月に第1次報告が公開され、以降毎年報告されて、現在は第21次報告が公開されている。

また、2007年の児童虐待防止法改正では、国及び地方公共団体に対して「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行う」こと、すなわち虐待による重大事例についての検証を地方公共団体の責務とした。厚生労働省は、法改正後に、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出してい

るが、そこでは、「検証の対象は、都道府県又は市区町村が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)全てを検証の対象とする」とし、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を行う責務が明記された。

以降、地方公共団体では、虐待による死亡事例で把握可能なものは全て検証の調査対象とし、特に重大事例が発生した場合、当該地方公共団体が検証し、その結果を報告書としてまとめ、その多くが公開されている。

これらの報告書は、2007年の法改正の翌年に発せられた通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に概ね則って作成されており、事例の概要、関係機関の対応の経過、明らかとなった問題点・課題、問題点・課題に対する提言(当該自治体及び国に対するもの)という視点で構成されており、2008年度から2022年度までで、総計226報告書が公開されている。

これまで、児童虐待防止に関する様々な研究において、これらの報告書が参考文献等として活用されている(例えば、増沢高他(2012、2013年)「児童虐待重大事例の分析(第1報、第2報)」子どもの虹情報研修センター)。しかし、全ての報告書の検証内容について、総合的に分析した研究は、なされていない。

報告書を概観すると、多くの事例で共通した課題と、特異な事例ゆえに生じている課題がある。また報告書では、課題の改善策が提言として示されているが、検証報告が責務となって約20年が過ぎた現在までの間、繰り返し示される提言内容も認められる。

死亡事例の防止においては、同様の課題や提言が繰り返し、示され続けている背景理由や解決できない障壁等を明らかにする必要がある。その上で、背景理由や障壁等を解決し、地域の適切な児童虐待防止対応を展開していく有効な改善策を見出すことが重要である。そこで本研究の目的は、以下の3点とする。

①地方公共団体による検証報告書の内容について、児童虐待死事例の特徴、対応の経過と課題、今後に向けた提言等を精査、分析すること。

②共通して見出された課題や提言等が、児童相談所(以下、児相)や市区町村の取り組みに生かされ、実効性のあるものとなるために、その障壁となる要因も含めて実態を明らかにすること。

③検証報告書の分析や実態調査から得られた結果を踏まえて、改善が進まない背景にある課題や障壁等を整理し、適切なシステムの在り方や機能等を整理し、提示すること。

Ⅱ. 本研究の流れ

本研究は以下の3つの段階で計画している(図1)。

第1段階：地方公共団体の虐待による死亡事例等に関する検証報告書、国の検証報告書を含む死亡事例に関する国内の研究、英米の死亡事例に関する研究等の分析を通して、虐待死に至る状況と、それを防げなかった課題等を整理する。

これには大きく以下のものを対象とする。

①地方公共団体による検証報告書の内容の分析

②虐待による死亡事例に関する国内の

先行研究等の分析

③虐待による死亡事例に関する英米の 先行研究の分析

これらの分析を通して、虐待死を防げなかった背景、対応上の課題等を整理、分析、考察する。

第2段階：児相と市区町村で児童虐待の対応に当たっている（当たっていた）エキスパート実務経験者（10年以上）に半構造化面接を行い、第1段階で見いだされた課題、特に繰り返し指摘されている課題等について、その背景要因を多角的な視点（支援者個人の要因、組織的要因、組織外も含めた構造的要因、社会的要因等）から分析、考察する。

第3段階：第2段階の結果を踏まえ、課題解決の背景にある障壁等に関する質問項目を作成し、全国の児相と市（特別区や政令市の区を含む）に質問調査を行い、エキスパートらが指摘している障壁要因が、多くの現場で認められる内容なのか、その妥当性を確かめ、解決策を検討し、提示する。

これについては以下の流れで行う。

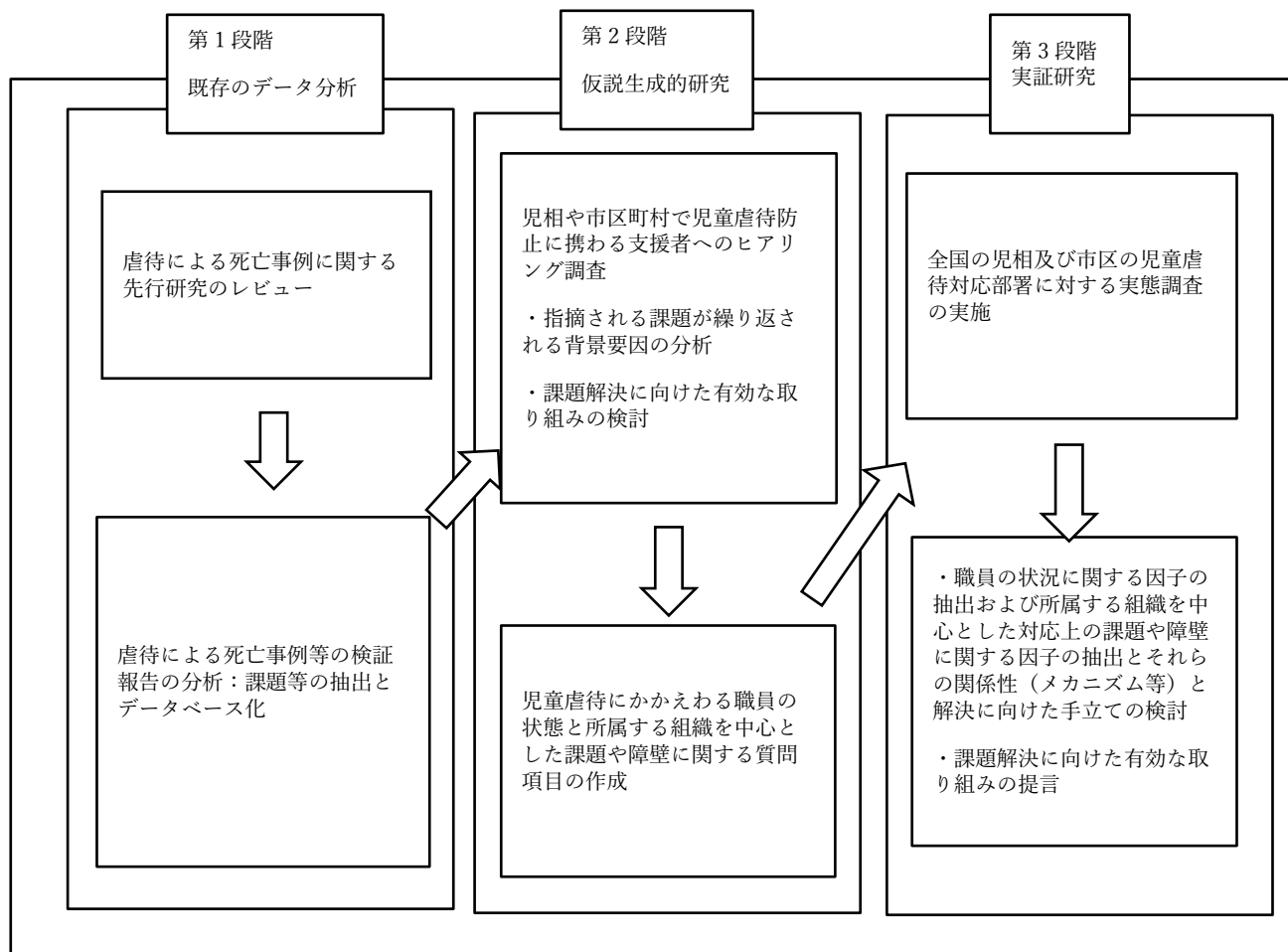
① 第2段階のヒアリング調査の分析結果を踏まえて質問項目を作成する。質問項目は児相と市区町村に共通する項目と市区町村に特化した項目、および死亡等重大事例の検証のあり方や報告書の活用等に関する項目の3通りを作成する。児相や市区町村での虐待対応の経験者等数名に予備調査を行い、適切な質問となるよう調整する。

② 児童虐待の対応における課題と、その改善に向け、作成した質問項目を用いて、全ての児相および市区に所属する職員を対象にオンラインによる全国調査を実施する。

調査結果について、児相と市区で従事する職員の状態、職場での課題や障壁となっている要因、およびそれぞれの関係性を実証的に検討する。

③ ②の検討を踏まえて、課題や障壁となっている要因を解決していくための視点や手立てについて考察し、その結果を提言として報告する。

(図1) 本研究の3つの段階



Ⅲ. 本年度の研究

本年度は、3年計画で実施される研究の第3段階である、児相と市区町村の職員の状況、及び第2段階の研究でエキスパートが指摘していた障壁や背景問題に関する質問調査を実施して、障壁や課題として本質的な問題に何があるのかを分析、整理する。さらに3段階で進めてきた研究の総括として、課題や障壁を解決し、より適切な手立てについて、個人レベル、組織レベル、社会レベルでの提言を行う。

本年度の研究は以下の4つに分かれる。

- ① エキスパートへの半構造化面接の結果を踏まえて、職員の状態に関する質問項目、および組織等が抱えている課題に関する質問項目を作成し、児相と市区に勤務する職員に対して質問調査を実施する。調査結果について因子分析を行い、職員の状態に関する因子の抽出、および組織等が抱えた障壁についての因子を抽出し、児相と市区とで因子構造を比較する。
- ② 児相について、勤務する職員の状態に関する因子について、職員の属性（職種、経験年数、管理職か否か、など）による差異について分析する。組織等が抱えた障壁についての因子についても属性による違いを分析し、さらに各因子間の相関を調べ、障壁と職員の状態の関係性や障壁同士の関連を調べるなどして、障壁等が解決されていないメカニズムを分析する。
- ③ 市区についても、②と同様の分析を行う。
- ④ 重大事例の検証のあり方や報告書の活用等について、エキスパートへの半構造化

面接の結果を踏まえて質問項目を作成し、児相と市区に勤務する職員に対して質問調査を実施し、現場がどのような改善を求めているかを、児相と市区町村、職種、経験年数、管理職か否かなどによる違いを含めて分析する。

本年度は、3年間、3段階の研究の最終年、最終段階に当たるため、これまでのすべての研究成果を踏まえて、総括し、課題や障壁を解決し、より適切な手立てについて、個人レベル、組織レベル、社会レベルでの提言を行う。

Ⅳ. 知的所有権の取得状況

特になし

【引用・参考文献】

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局（2004）
「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2005－2022）「児童虐待による死亡事例の検証結果等について第1次報告書－第18次報告書」

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2023）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第19次報告特集

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
（2007）「地方公共団体における児童虐待に

よる死亡事例等の検証について」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
(2011)「地方公共団体における児童虐待に
よる死亡事例等の検証について」

増沢高 (2025)「地方公共団体の児童虐待死
事例の検証結果における再発防止策の検討
のための研究 令和5年度 総括・分担研
究報告書」. こども家庭科学研究補助金 成
育疾患克服等次世代育成基盤研究事業. 子
どもの虹情報研修センター.

増沢高 (2025)「地方公共団体の児童虐待死
事例の検証結果における再発防止策の検討
のための研究 令和6年度 総括・分担研
究報告書」. こども家庭科学研究補助金 成
育疾患克服等次世代育成基盤研究事業. 子
どもの虹情報研修センター.

よる死亡事例等の検証について」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
(2011)「地方公共団体における児童虐待に
よる死亡事例等の検証について」

増沢高 (2025)「地方公共団体の児童虐待死
事例の検証結果における再発防止策の検討
のための研究 令和5年度 総括・分担研
究報告書」. こども家庭科学研究補助金 成
育疾患克服等次世代育成基盤研究事業. 子
どもの虹情報研修センター.

増沢高 (2025)「地方公共団体の児童虐待死
事例の検証結果における再発防止策の検討
のための研究 令和6年度 総括・分担研
究報告書」. こども家庭科学研究補助金 成
育疾患克服等次世代育成基盤研究事業. 子
どもの虹情報研修センター.